

建設業の営業所技術者について

役割、要件、近年の法改正



技術管理



契約管理



営業所常駐



資格要件

営業所技術者とは

定義

営業所技術者とは、建設業許可の要件として、営業所ごとに常駐が義務付けられている技術者です。建設工事の請負契約の締結および履行の業務に関する技術上の管理を担当します。



常勤性

営業所に常勤し、専らその職務に従事すること
※テレワークも認められる場合あり



専任性

原則として他の営業所や工事現場との兼務は不可
※一定条件下で例外あり



基本的役割

- ・適正な請負契約の締結を技術面から支援
- ・契約内容の技術的確認
- ・現場の技術者へのバックアップ



法的位置づけ

建設業法第7条・第15条に規定
建設業許可の必須要件
※2024年改正で「営業所技術者等」に名称変更



主任技術者・監理技術者との違い

営業所技術者は**営業所内**で技術的管理を担当するのに対し、主任技術者・監理技術者は**工事現場**で施工管理を担当します。

営業所技術者の資格要件

一般建設業

- 1級または2級施工管理技士などの国家資格を有する者
- 指定学科を卒業後、所定の実務経験を有する者
 - 大学卒：3年以上
 - 高専・専門学校卒：5年以上
 - 高校卒：7年以上
- 10年以上の実務経験を有する者

特定建設業

より厳格な要件

- 1級施工管理技士などの国家資格を有する者
- 指定学科を卒業後、一定の実務経験を経て国土交通大臣認定を受けた者
 - 大学卒：3年以上
 - 高専・専門学校卒：5年以上
 - 高校卒：7年以上

! 必須要件：常勤性・専任性



常勤性

休日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間、その営業所に勤務していること



専任性

原則、他の営業所や他の会社の営業所との兼務は認められず、専らその職務に従事すること

営業所技術者の業務内容



請負契約の技術的確認

- ・見積書作成時の技術面からの助言
- ・工事内容・仕様の適正性確認
- ・技術的観点からの契約内容チェック



現場技術者への技術サポート

- ・監理技術者・主任技術者へのバックアップ
- ・工事施工の技術的管理・助言
- ・技術的問題発生時の対応支援



技術的相談対応

- ・発注者からの技術的問合せ対応
- ・社内での技術指導・教育
- ・新技術・工法の情報収集と共有



契約履行の確保

- ・契約通りの施工が行われているか確認
- ・技術的トラブル発生時の対応
- ・工事完了時の技術的検証

💡 重要ポイント

営業所技術者は**請負契約の締結から完了まで**の全プロセスにおいて、**技術的観点**からの管理・監督を行う役割を担います。主に**営業所内での業務**が中心となりますが、令和6年の法改正により、一部条件下では**現場との兼務も可能**になっています。

各技術者の役割比較

	営業所技術者	主任技術者	監理技術者
配置場所	 営業所（内勤）	 工事現場（外勤）	 工事現場（外勤）
主な役割	契約の締結・履行の技術的管理	建設工事の施工管理	下請も含めた工事全体の施工管理・調整
必要な時	建設業許可取得時（営業所ごと）	すべての工事（元請・下請問わず）	特定建設業の元請で下請総額4,000万円以上
資格要件	一般：国家資格または実務経験 特定：1級国家資格等	国家資格または実務経験10年以上	1級国家資格 ＋監理技術者講習
専任性	営業所に専任（テレワーク可）	一定金額以上で専任（3,500万円／7,000万円）	一定金額以上で専任（3,500万円／7,000万円）



営業所技術者

- ✓ 見積・契約の技術的チェック
- ✓ 現場の技術者へのサポート
- ✓ 常勤・専任が原則



主任技術者

- ✓ 工事現場の施工管理
- ✓ 品質・工程・安全管理
- ✓ 小規模工事は兼任可能



監理技術者

- ✓ 下請を含む工事全体の管理
- ✓ 技術的レベルが最も高い
- ✓ 講習修了証の携帯が必要

令和6年法改正のポイント

2024年12月の法改正により、一定条件下（ICT活用等）で**営業所技術者が1億円未満の工事現場で監理技術者等を兼務できる**ようになりました。これにより人材不足への対応と技術者の有効活用が促進されています。

近年の法改正と営業所技術者

🕒 建設業法改正のポイント

令和3年12月

テレワーク導入

営業所技術者がテレワークにより職務に従事する場合も専任要件を満たすことになり、柔軟な勤務形態が認められた

令和6年3月

監理技術者制度運用マニュアル改正

営業所専任技術者の要件緩和に向けた具体的運用方法が明確化

令和6年12月13日

専任義務の合理化

「営業所技術者等」への名称変更と兼務要件の大幅緩和

📋 主要改正内容

🏠 テレワーク対応

オンライン会議システムなどのICT環境を整備した上で、実質的に常勤・専任と同等の職務遂行が可能な場合、テレワークによる勤務も認められるようになった

働き方改革

DX推進

👥 兼務要件の緩和

営業所技術者等が請負金額1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の工事について、1現場に限り監理技術者等として兼務することが可能となった

人材有効活用

専任特例

📋 必要条件

ICT活用による現場の施工体制の確認、人員配置計画書の作成・保存、工事現場が営業所から2時間以内の場所にあることなどが条件となる

技術要件

管理体制

💡 法改正の目的と効果

建設業の担い手不足問題への対応と、ICT技術の活用促進による生産性向上を目的としています。柔軟な働き方と技術者の兼務による効率的な人材活用が可能となり、業界全体の持続可能性向上に寄与します。



営業所技術者の役割

- 請負契約の締結・履行に関する技術的な管理
- 現場技術者へのバックアップ・サポート
- 技術的観点からの契約内容確認と助言



必須要件のポイント

- **資格要件**：一般建設業と特定建設業で異なる資格基準
- **常勤性**：営業所に常勤（テレワーク含む）
- **専任性**：原則として専らその職務に従事



法改正による変化

- テレワークによる柔軟な勤務形態の導入
- 1億円未満の工事では現場技術者との兼務が可能に
- ICT活用による施工体制確認の効率化

今後の展望

人材不足が深刻化する建設業界において、営業所技術者の柔軟な配置と働き方は今後も重要性を増していきます。技術者の有効活用とICT技術の進展により、より効率的な業務遂行と品質確保の両立が期待されています。法改正の動向を注視しながら、適切な技術者配置と業務管理を行うことが建設業許可維持の鍵となります。



ご質問・お問い合わせ

詳細については、お気軽にご相談ください